

東京圏から宮城県へUIJターンされる方へ

移住支援金のお知らせ

移住し、働くあなたに最大 **100** 万円を支給します！

(世帯移住の場合の最大支給額です。単身移住の場合は、60万円が支給されます。)

※様々な条件がありますので、以下をご確認下さい。

次の要件全てに該当する方が対象となります。

- 登録** 「みやぎ移住サポートセンター」(裏面参照)に登録されている方
- 移住元** 東京23区在住者、または東京圏から東京23区への通勤者※1
- 移住先** 支援金申請後、5年以上継続して居住する意志がある方
- 就業
または
起業** 「みやぎ移住ガイド」※2に掲載されている対象求人就業した方
「みやぎUIJターン起業支援補助金」(裏面参照)の交付決定を受けた方

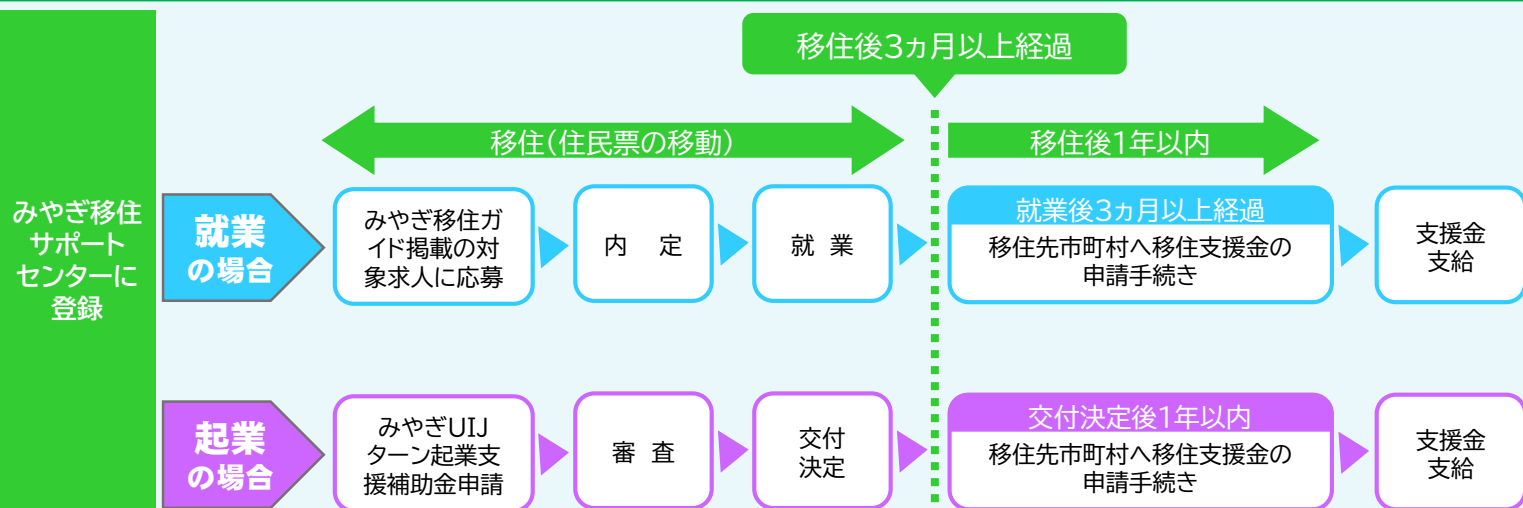
※1 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近の1年以上、東京23区内に在住、または東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(一部地域を除く))に在住し、東京23区内への通勤をしていた方。

※2 県内の様々な求人情報や先輩移住者のインタビュー記事等が掲載されている、移住専用サイト。



その他にも要件等がありますので、詳しくは、「みやぎ移住サポートセンター」までお問い合わせ下さい。

移住支援金交付までの流れ (例)



みやぎ移住サポートセンター

登録先

「みやぎ移住サポートセンター」とは、宮城県が東京・有楽町にある、NPO法人ふるさと回帰支援センター内に設置している相談窓口です。

宮城県へ移住を考えている方、興味がある方に、仕事・住まい・暮らしなど、どんな小さな疑問や質問にも、専門の相談員が、親切・丁寧にお応えします。対面での相談の他、電話・メール・LINE(下記QRコードまたはID「534uljeu」を検索)でも相談を受け付けています。

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階

(NPO法人ふるさと回帰支援センター内)

TEL:090-1559-4714(相談員直通)

Mail:miyagi@furusatokaiki.net

対応可能時間:10:00~18:00(休:月曜・祝日・夏季休暇・年末年始)



みやぎUIターン起業支援補助金

起業の場合併用可能

東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に対して、社会性・事業性・必要性の観点をもって取り組む社会的事業の起業に対する支援制度で、対象経費に対して最大で200万円を補助(補助率1/2)。詳しくは、「みやぎ創業ガイド」(下記QRコード参照)をご覧ください。

宮城県仙台市若林区清水小路6-1

(株式会社MAKOTO WILL内)

TEL:022-352-8850

Mail:info-will@mkto.org



<社会的事業の定義>

社会性

我が国の地域社会が抱える課題の解決に資する

事業性

提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること

必要性

地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分ではないこと

上記3点の観点を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に取り組む事業※業種による制限はなし

移住支援金Q&A

Q1 対象者の年齢制限はあるか。

A1 ありません。ただし、求人内容によっては、制限がある場合もあります。

Q2 就業後の移住でも対象になるか。

A2 移住と就業の順序は問わないので、以下の要件を満たしていれば対象となります。

①申請時、みやぎ移住ガイドに掲載している(た)対象求人、就業後3カ月が経過していること。

②申請時、宮城県に転入後、3カ月以上1年以内であること。

Q3 移住支援金の使途に制限はあるか。

A3 ありません。

Q4 移住地と就業地の市町村が異なっても、対象となるか。

A4 対象となります。申請については、移住先の市町村に行ってください。

Q5 受給後、返還する場合はあるか。

A5 主な返還要件は、次の2点です。(詳しくはみやぎ移住サポートセンターへ)

①支援金の申請日から1年以内に対象企業を退職した場合。

②移住後、3年未満で県外へ転出した場合。

申請要件チェック (概要版)

チェック欄	項目
	みやぎ移住サポートセンターに登録している
	東京23区在住者または通勤者だった(通算5年以上かつ直近1年以上)
	支援金対象求人に就業してから、3カ月以上経過している
	移住後(みやぎUIターン起業支援補助金の交付決定から)1年以内

ご自身が対象要件に当てはまっているか確認の上、移住先市町村に問い合わせ下さい。

【要件の確認について】

→みやぎ移住サポートセンター

【申請の手続きについて】

→移住先市町村担当

右記QRコードより確認下さい。



MIYAGI

【チラシに関する問い合わせ先】

震災復興・企画部地域復興支援課移住定住推進班

TEL:022-211-2454